

●香川県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年5月27日から同年6月16日まで一般の縦覧に供する。

令和7年5月27日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
三豊市豊中町笠田竹田字澤 746番1地先から	前	7.7～15.8	161	交通安全対策事業による 道路拡幅及び歩道設置
三豊市豊中町笠田竹田字澤	後	7.7～15.8	161	
730番1地先まで		10.3～17.8	190	

- 4 供用開始の期日 令和7年5月27日